



佐賀県公報

平成19年
10月1日
(月曜日)
第 12963号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告 示

- 道路の区域の変更 (五二六・道路課) 一
- 道路の供用開始 (五二七・") 一
- 道路の区域の変更 (五二八・") 一
- 道路の供用開始 (五二九・") 二

公 告

- 平成十九年度職業訓練指導員試験合格者 (雇用労働課) 二

教育委員会事項

- 県立学校校内 LAN 主要機器 (サーバー、無線 LAN アクセスボイント、ユーモラス認証) の購入に係る一般競争入札

公安委員会事項

- 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催
- 落札者等の公示

○ 告 示

●佐賀県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月一日から平成十九年十月三十一までの区域を表示した図面は、平成十九年十月一日から平成十九年十月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月一日から平成十九年十月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	区間	道路		の 後 変 更 前	メートル 幅員	区域
		前	後			
県道 佐賀川副線						
佐賀市川副町大字西古賀字二本	谷三二一番一地先から	三〇・五	三八・〇	二一・五	一五・〇	七一・〇
佐賀市川副町大字西古賀字三本	谷九二六番七地先まで	一五・〇	一五・〇	一二二・七	一一二・七	
佐賀市川副町大字西古賀字三本	谷九三八番二地先から	三八・〇	三八・〇	二二・五	二二・五	
佐賀市川副町大字西古賀字二本	谷九二六番七地先まで	一〇三・六	一〇三・六	二一・五	二一・五	
佐賀市川副町大字西古賀字二本	谷三二一番一地先から	一五・〇	一五・〇	二一・五	二一・五	
佐賀市川副町大字西古賀字四本	谷九六八番一地先まで	三〇・五	三〇・五	二二・七	二二・七	
佐賀市川副町大字西古賀字四本	谷三二一番一地先から	一五・〇	一五・〇	二一・五	二一・五	
佐賀市川副町大字西古賀字四本	谷九六八番一地先まで	七一・〇	七一・〇	二二・七	二二・七	
佐賀市川副町大字西古賀字三本	谷九三八番二地先から	一〇三・六	一〇三・六	二一・五	二一・五	
佐賀市川副町大字西古賀字二本	谷九二六番七地先まで					

平成十九年十月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市川副町大字西古賀字三本谷九二六番二地 先から 佐賀市川副町大字西古賀字一本谷九二六番七地 先まで	平成一九・一〇・一〇

●佐賀県告示第五百一十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月一日から平成十九年十月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変 更 前	幅 員 メートル	延 長 メートル
県道 久間白石線	久間白石線	先から 先まで	嬉野市塩田町大字久間字志田原甲三六四九番一地	平成一九・一〇・一
嬉野市塩田町大字久間字志田原	区	後	一六・五	一・一五五・〇
甲三六四九番一地先から	間	前	一四・九	一・一五七・八
嬉野市塩田町大字久間字平ヶ倉	後	前	四・三	
甲三三九一番一地先まで				
県道 久間白石線				
嬉野市塩田町大字久間字志田原				
甲三六四九番一地先から				
嬉野市塩田町大字久間字平ヶ倉				
甲三三九一番一地先まで				

より道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十九年十月一日から平成十九年十月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久間白石線	嬉野市塩田町大字久間字志田原甲三六四九番一地 先から 先まで	平成一九・一〇・一

○公報

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定により実施した平成19年度職業訓練指導員試験合者の受験番号は、次のとおりです。

平成19年10月1日

佐賀県知事 古川 康

自-1 自-2 自-3 機-3

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月1日

取支等命令者

佐賀県教育庁総務課長 松尾 和弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 県立学校校内LAN主要機器(サーバ、無線LANアクセスポイント、ユーザー認証)十五式

●佐賀県告示第五百一十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次の

(2) 納入期限 平成20年3月25日(火)

(3) 納入場所

ア 佐賀県佐賀市天祐二丁目6番1号 佐賀北高等学校

イ 佐賀県鹿島市大字高津原462番地 鹿島高等学校

ウ 佐賀県神埼市神埼町横武2番地 神埼清明高等学校

エ 佐賀県杵島郡白石町大字福田1660番地 佐賀農業高等学校

オ 佐賀県佐賀市緑小路1番1号 佐賀工業高等学校

カ 佐賀県鳥栖市元町1918番地 鳥栖工業高等学校

キ 佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2902番地 有田工業高等学校

ク 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1418番地 塩田工業高等学校

コ 佐賀県多久市北多久町小侍25番地 多久高等学校

サ 佐賀県佐賀市神野東四丁目12番40号 佐賀商業高等学校

シ 佐賀県伊万里市脇田町1376番地 伊万里商業高等学校

ス 佐賀県鹿島市大字高津原539番地 鹿島実業高等学校

セ 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲700番地 嬉野高等学校

ソ 佐賀県唐津市山本788番地12号 北部養護学校

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

ントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づ

く入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。

(2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

3

入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成19年10月26日（金）の17時15分までに、4の(2)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年10月9日(火)から平成19年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分までの間

(2) 場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育庁総務課 学校施設担当 (新行政棟10階)

電話 0952-25-7224

5 入札書の提出等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

4の(2)の場所とする。

(2) 入札書の提出方法

(3)に示す期限の前については、平成19年11月8日(木)までに4の(2)の場所に、当日の場合は(4)の場所に持参すること。郵送の場合は、4の(2)の場所に書留郵便で提出すること。

(3) 入札書の提出期限 平成19年11月12日(月) 11時	当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
(4) 開札の日時及び場所	平成19年11月12日(月) 11時
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	佐賀県庁新庁舎10階 101号 会議室
5 その他	
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
(2) 入札保証金及び契約保証金	
ア 入札保証金	
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条第2項第2号 の規定により免除する。	
イ 契約保証金	
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。	
(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。	
ア 参加する資格のない者	
イ 当該競争入札について不正行為を行つた者	
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について説明又は判読不可能なものを提出した者	
エ 1人で2以上の入札をした者	
オ 代理人でその資格のないもの	
カ 法令又は入札に関する条件に違反した者	
(4) 契約書作成の要否 要	
(5) 落札者の決定方法	
ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたものを落札者とする。	
イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに	

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
(6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
6 Summary
(1) The nature and quantity of the products to be purchased : School Local Area Network System Partial Renewal, 15 sets
(2) Delivery period : 25 March, 2008
(3) Time limit for tender : 11:00 A.M. 07 November, 2007
(4) For more information, Contact : Education Administration Division,Saga Prefectural Government. 1-1-59 Jonai, Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570 Japan TEL 0952-25-7224
○ 入札概要
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。
平成19年10月1日
佐賀県公安委員会
委員長 葉師寺 宏達
1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年11月16日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年10月18日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成19年11月5日(月曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成19年12月10日(月曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、獣銃又は空氣銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、獣銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
 この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課
 (電話代表0952-24-1111 内線3173) 又は各警察署の生活安全課若しくは
 生活安全・刑事課に問い合わせてください。

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年10月1日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

1 借入物品の名称及び数量

佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム用機器及びソフトウェア一式

2 契約相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年7月6日

4 落札を決定した日 平成19年8月20日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 NECリース株式会社九州支社 九州支社長 山本 哲
 (2) 住所 福岡市博多区御供所町1番1号

6 落札価格 294,424,200円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月一日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日
所毎週月
株古川
総合印
刷曜日